



福指第186号
令和4年10月14日

学校法人榛原学園
理事長 増田 多朗 様

静岡県知事 川勝 平太



幼保連携型認定こども園「川崎幼稚園」の施設運営の改善について（勧告）

令和4年9月9日から10月13日までに貴法人が経営する川崎幼稚園（以下「園」という。）に対して特別指導監査を実施したところ、園において、下記1のとおり就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）及び法第10条第1項の規定に基づき定められた幼保連携型認定こども園教育・保育要領（平成29年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第1号。以下「教育・保育要領」という。）等に抵触し、改善を要する事実が認められた。

については、法第20条の規定に基づき、下記2のとおり運営の改善について勧告する。

なお、改善勧告については、速やかに理事会において協議の上、改善の措置を講じるとともに、下記3で指定する期日までに、県に対して書面で報告すること。

おって、改善が図られない場合や報告がない場合は、法に基づく改善命令や事業停止命令の措置を執る場合があることをあらかじめ申し添える。

記

1 法及び教育・保育要領等に抵触する事実

(1) 事故防止及び安全対策（法第27条により準用する学校保健安全法第26条、第27条、第29条第1項及び第2項、教育・保育要領第1章第3の5及び6、第3章第3の2の(1)及び(2)）

ア 園では、安全管理に関するルール作りを行っておらず、職務分担上、安全管理を担うべき園長は、副園長に対して明確な指示もしていないことから、園児の安全確保のための組織的な取組の責務を果たしているとはいえない。

イ 園では、送迎バスの運行に係るマニュアルを整備しておらず、運転手と乗務員の役割や、降車時確認の実施者が定められていない上、乗降車時の人数確認や利用者名簿との突合などの手順や方法が職員に示されていないなど、バス利用園児の安全が確保されていない。

ウ 園では、登降園管理に係るルールが文書等で明確にされておらず、職員への周知もされていないことから、組織として統一した登降園管理の仕組みが構築されていない。

エ 園では、危険等発生時対処要領は作成されているが、周知徹底されておらず、保育に直接携わる職員はその内容を承知していない。一方、プール及び園外活動のマニュアルについては、周知や定期的な見直しが行われているが、その他のマニュアルについては行われておらず、当該要領や各種マニュアルを活用した実践的な職員研修も実施されていない。

- (2) 保護者との連絡体制（教育・保育要領第4章第2の1、幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例第5条の規定により定められた同規則第11条により準用する児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する規則第45条）

園では、欠席連絡がなく登園していない園児について、いつ、誰が保護者に連絡、確認するかというルールが明確に定められていない。また、園として保護者との連絡の有無に係るチェックもされていない。

2 勧告事項

- (1) 安全管理に関する役割を明確にした組織体制の構築

園が運行する送迎バス内で発生した園児死亡事故に係る発生原因と責任の所在を明確にした上で、園長以下すべての職員の役職に応じた安全管理に関する役割を明確にし、全職員が相互に連携し、適切な対応を取ることができる組織体制を整えること。また、園におけるルールやマニュアルを再点検し、書面により明確にした上で、職員に定期的に周知するとともに、日常の運営において新たに判明した改善点は、その都度マニュアルに反映させること。

- (2) 安全な送迎バス運行体制の確保

送迎バスの運行を再開する場合には、運転手及び乗務員に限らず、園長以下関係する職員の役割や安全確認手順を明確にし、運転手や乗務員が臨時の場合の運行体制、送迎バス降車後の園児の引渡しや保護者への連絡確認を含めた送迎バス運行に係るマニュアルを作成し、関係する職員が内容を把握するよう周知徹底して運行体制を整えること。なお、作成するマニュアルは今後県が策定する教育・保育施設における児童の車両送迎に係る安全管理指針の内容を踏まえたものとする。

(3) 登降園に係るルールの作成と職員への周知徹底

登降園における出欠確認や保護者への確認方法などの統一的なルールを書面により明確にした上で、すべての職員に周知徹底すること。また、送迎バス利用園児を含めた園児の登降園状況の情報を取りまとめる責任者を定め、欠席情報や欠席未確定園児の保護者への連絡の最終確認を行うなどして、園児の登降園情報を管理すること。

(4) 危険等発生時対処要領及び各種マニュアルの定期的な見直しと実践的な職員研修の実施

危険等発生時対処要領及び各種マニュアルについて、職員会議や園内研修などの機会を活用し、職員間での意見交換や内容を検討する場を設けて、周知と定期的な見直しを行うこと。また、日常の運営において新たに判明した改善点は、その都度要領及び各種マニュアルに反映させるとともに、重大事故が発生しやすい場面を想定した実践的な研修を計画的に行うこと。

(5) 保護者との連絡体制の再構築

これまで、保護者との出欠席情報の連絡・確認のルールが明確でなかったことを踏まえ、今後、保護者との信頼回復を図るため、保護者へ連絡・確認すべき事項を定めた園のルール及びチェック体制を書面により明確にした上で、職員に周知すること。

3 報告期限

- ・上記2の(1)、(3)及び(5)
- ・上記2の(2)及び(4)

令和4年10月28日(金)

令和4年11月11日(金)

担 当 健康福祉部福祉長寿局
福祉指導課 法人児童指導班
電 話 054-221-2039